

輸出貨物が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令の一部を改正する省令 新旧対照条文

○輸出貨物が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成二十年経済産業省令第五十七号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第三号ハに規定する輸出貨物が同令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（同令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。以下同じ。）の開発、製造又は使用（以下単に「開発等」という。）のために用いられるおそれがある場合は、当該貨物の輸出に関する契約書若しくは輸出者が入手した文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下これらを総称して単に「文書等」という。）において、当該輸出貨物が同欄に掲げる貨物の開発等のために用いられることとなる旨記載され、若しくは記録されているとき、又は輸出者が、当該輸出貨物が同欄に掲げる貨物の開発等のために用いられることとなる旨輸入者若しくは需要者若しくはこれらの代理人（以下「輸入者等」という。）から連絡を受けたときとする。ただし、次のいずれかに掲げる場合はこの限りでない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第八十四条の三に基づく在外邦人等の保護措置（同活動に付随して防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第四条第九号に基</p>	<p>輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第三号ハに規定する輸出貨物が同令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（同令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。以下同じ。）の開発、製造又は使用（以下単に「開発等」という。）のために用いられるおそれがある場合は、当該貨物の輸出に関する契約書若しくは輸出者が入手した文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下これらを総称して単に「文書等」という。）において、当該輸出貨物が同欄に掲げる貨物の開発等のために用いられることとなる旨記載され、若しくは記録されているとき、又は輸出者が、当該輸出貨物が同欄に掲げる貨物の開発等のために用いられることとなる旨輸入者若しくは需要者若しくはこれらの代理人（以下「輸入者等」という。）から連絡を受けたときとする。ただし、次のいずれかに掲げる場合はこの限りでない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（平成八年条約第四号）に基</p>

づき実施される事前の訓練を含む。)の用に供するために貨物の輸出を行う場合

三 自衛隊法第八十四条の四に基づく在外邦人等の輸送(同活動に付随して防衛省設置法第四条第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。)の用に供するために貨物の輸出を行う場合

四 自衛隊法第百条の五に基づく国賓等の輸送(同活動に付随して防衛省設置法第四条第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。)の用に供するために貨物の輸出を行う場合

五 自衛隊法第百条の六に基づく自衛隊がアメリカ合衆国軍隊に対して貨物の輸出を行う場合

六 自衛隊法第百条の八に基づく自衛隊がオーストラリア軍隊に対して貨物の輸出を行う場合

七・八 (略)

九 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律(平成十一年法律第六十号)に基づく後方支援活動及び捜索救助活動(同活動に付随して防衛省設置法第四条第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。)の用に供するために貨物の輸出を行う場合

十 重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律(平成十二年法律第四百十五号)に基づく船舶検査活動並びにその実施に伴う後方支援活動及び協力支援活動の用に供

き、自衛隊がアメリカ合衆国軍隊に対して貨物の輸出を行う場合

三 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定(平成二十五年条約第一号)に基づき、自衛隊がオーストラリア国防軍に対して貨物の輸出を行う場合

四 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第八十二条に基づき海上における警備行動(同活動に付随して防衛省設置法(昭和二十九年法律第六十四号)第四条第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。)の用に供するために貨物の輸出を行う場合

五 自衛隊法第八十四条の三に基づく在外邦人等の輸送(同活動に付随して防衛省設置法第四条第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。)の用に供するために貨物の輸出を行う場合

六 自衛隊法第百条の五に基づく国賓等の輸送(同活動に付随して防衛省設置法第四条第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。)の用に供するために貨物の輸出を行う場合

七・八 (略)
(新設)

(新設)

するためには貨物の輸出を行う場合

十一 武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律第百十三号）に基づく自衛隊による行動関連措置として貨物の輸出を行う場合

十二 武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第百十六号）に基づく停船検査又は回航措置の用に供するために貨物の輸出を行う場合

十三 （略）

十四 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成二十七年法律第七十七号）に基づく協力支援活動及び搜索救助活動（同活動に付随して防衛省設置法第四条第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために貨物の輸出を行う場合

別表（略）

（新設）

（新設）

九
（新設）
（略）

別表（略）